広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の

資料３

委託に関する規約（案）

（趣旨等）

第１条　この規約は、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和３年大阪府条例第１号）及び大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例（令和３年大阪市条例第13号）に基づき、府市一体で広域的なまちづくり及び交通基盤の整備等を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務に関し、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項について定めるものとする。

２　大阪府及び大阪市は、副首都推進本部（大阪府市）会議において合意されたまちづくり等の方向性を踏まえ、連携調整を図り、都市計画に関する事務を円滑に進めることとする。

（事務の委託の対象となる都市計画）

第２条　大阪市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、次に掲げる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第４条第１項に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）の決定に関する事務（以下「委託事務」という。）を大阪府に委託する。

（１）　法第６条の２第１項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

（２）　法第７条第１項に規定する区域区分に関する都市計画

（３）　法第８条第１項第４号の２に掲げる地域地区（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第１項の規定による都市再生特別地区（以下「都市再生特別地区」という。）に限る。）に関する都市計画

（４）　法第８条第１項第９号に掲げる地域地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第２項に規定する国際戦略港湾に係るものに限る。）に関する都市計画

（５）　法第11条第１項各号に掲げる都市施設のうち次に掲げるものに関する都市計画

ア　道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道

イ　道路法第３条第２号に掲げる一般国道

ウ　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第12条第１項第４号に規定する阪神高速道路

エ　法第11条第１項第１号に掲げる都市高速鉄道

オ　法第11条第１項第９号に掲げる一団地の官公庁施設

（６）　法第12条の２第１項第５号に掲げる予定区域に関する都市計画

（委託事務の管理及び執行に関する手続）

第３条　大阪府知事は、委託事務の管理及び執行については、法第19条等の規定に基づき大阪市が行う場合の手続によることを基本として、次項から第９項までの規定に定める手続に沿って行うものとする。

２　大阪府知事は、都市計画の案を作成しようとする場合においては、法第16条の規定の定めるところにより、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

３　大阪府知事は、大阪市長の意見を聴く。

４　大阪府知事は、都市計画を決定しようとするときは、法第17条の規定の定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供し、縦覧に供された都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大阪市の住民及び利害関係人から提出された意見書を受領する。

５　大阪市長は、第３項の規定による意見照会に対し回答をするに当たっては、あらかじめ、前項の規定による公告の日以降に大阪市都市計画審議会の意見を聴取する。

６　大阪府知事は、法第19条第１項の規定の定めるところにより、大阪府都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。この場合において、大阪府知事は、大阪府都市計画審議会に付議しようとするときは、同条第２項の規定の定めるところによる法第17条第２項の意見書の要旨及び前項の回答を大阪府都市計画審議会に提出する。

７　大阪府知事は、都市計画を決定しようとするときは、法第87条の２第４項の規定により読み替えて適用する法第19条第３項の規定により、国土交通大臣に協議し、その同意を得る。この場合において、大阪府知事は、法第87条の２第６項の規定により、あらかじめ大阪府知事の意見を聴き、協議書にその意見を添えて行う。

８　大阪府知事は、法第20条第１項の規定の定めるところにより、都市計画を決定した旨を告示し、大阪市長に、法第14条第１項に規定する総括図、計画図及び計画書（以下「図書」という。）の写しを送付する。

９　大阪府知事及び大阪市長は、法第20条第２項の規定の定めるところにより、図書又はその写しを事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供する。

第４条　大阪府知事は、前条に規定するもののほか、委託事務の管理及び執行について必要があるときは、次項から第５項までの規定に定めるところによる手続を行うものとする。

２　大阪府知事は、都市計画区域が変更されたとき、その他都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更するために必要な手続を行う。この場合においては、前条第２項から第９項までの規定を準用する。

３　大阪府知事は、法第21条の２第１項に規定する土地所有者等及び同条第２項に規定する特定非営利活動法人等による都市計画の決定又は変更の提案の受領等を行う。

４　大阪府知事は、委託事務に関し、環境影響評価法（平成９年法律第81号）第38条の６第１項に規定する都市計画決定権者又は大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第33条に規定する都市計画の決定若しくは変更をする者が行う事務その他委託事務に係る都市計画の決定又は変更を行う者が実施する事務を行う。

５　大阪府知事は、前条又は前各項に定めるもののほか、法令又は条例、規則その他の規程の定めるところによる委託事務に係る都市計画の決定及び変更のために必要な事務を行う。

（委託事務の担当部局等）

第５条　委託事務の管理及び執行は、大阪都市計画局（法第19条第１項の規定による付議の受理については、大阪府都市計画審議会）において行う。

２　前項の場合において、大阪府知事は、大阪府都市計画審議会に委託事務に関して調査審議させるときは、事項ごとに、臨時委員として、大阪府都市計画審議会に大阪市都市計画審議会の委員（大阪市都市計画審議会条例（平成12年大阪市条例第22号）第２条第２号に掲げる者に限る。）３人を任命することとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

３　委託事務の管理及び執行については、法又は法に基づく政令その他の委託事務に関係する法令のほか、大阪府都市計画法施行条例（平成15年大阪府条例第８号）、大阪府都市計画審議会条例（昭和44年大阪府条例第31号）その他大阪府の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

４　大阪府知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを大阪市長に通知するものとする。

（円滑な実施に向けた大阪府及び大阪市の連携体制の構築）

第６条　大阪府及び大阪市は、大阪都市計画局において都市計画の準備を行うとともに、都市計画手続が円滑に進むよう連絡会議を設置するものとする。

２　大阪府及び大阪市は、都市再生特別地区等に関する都市計画について、大阪都市計画局に民間事業者の相談窓口を設置するものとする。

（経費の負担並びに予算及び決算）

第７条　委託事務の管理及び執行に要する経費は大阪市の負担とし、その細目については大阪府知事と大阪市長が協議の上、別に定めるものとする。

２　大阪府知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大阪府一般会計歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

３　大阪府知事は、地方自治法第233条第６項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を大阪市長に通知するものとする。

４　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、大阪府知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

（委託事務の変更又は廃止の協議）

第８条　大阪府知事及び大阪市長は、委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、この規約の変更又は廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部（大阪府市）会議において誠実に協議するものとする。

（補則）

第９条　この規約に定めのない事項又はこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、大阪府知事と大阪市長が協議して定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、大阪府組織条例の一部を改正する条例（令和　年大阪府条例第

　　号）第１条の規定の施行の日又は大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和　年大阪市条例第　　号）第２条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次項の規定については、大阪府の議会及び大阪市の議会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。

（準備行為）

２　大阪府及び大阪市は、この規約の施行までの間に、住民、事業者その他関係者に対する周知を行うとともに、この規約の施行に関し必要な規程の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

３　この規約の施行の際現に大阪市が法の規定に基づいて行っている委託事務の管理及び執行のうち、この規約の施行前に法第17条第１項（法第21条第２項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、この規約は適用しない。